

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の目的

平成24年8月に制定された「子ども・子育て関連三法」に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度にスタートしました。新制度では、各市町村が子ども・子育て家庭の状況や各事業の利用状況・利用希望を把握し、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされました。

当別町では、これまで平成17年4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「当別町子育て行動計画（前期計画）」（計画年間：平成17年度～平成21年度）及び、「当別町子育て行動計画（後期計画）」（計画年間：平成22年度～平成26年度）を策定し、子育て支援の強化・拡充に努めてきましたがその計画を引継ぎ、平成27年3月に当別町子育て行動計画を包含する「第1期当別町子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」とします。）」（計画期間：平成27年度～令和元年度）を策定し、具体的な取組を進めてきました。

しかし、このような取り組みにも関わらず、少子化は進行し、その一方で、多様なニーズから、より質の高い保育サービスを求める声があがっています。

これらのニーズに対応し、令和2年度以降の本町における子ども・子育て支援サービスの需給量の見込みや提供方策等をきめ細かく計画するとともに、子どもやその親を始め、教育・保育従事者、企業、行政などの地域社会全体が協働して取り組み、施策・事業を総合的・計画的に推進することで地域の子ども・子育て支援のより一層の充実を目指し、「第2期当別町子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」とします。）」を策定いたします。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の見込量、それらの提供体制の確保内容等を定め、計画的に取組を推進するものです。

なお、当別町においては、子育て支援施策をより実効性のあるものとするため、子ども・子育て支援関連三法や児童福祉法のみならず、教育・保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えることから、当別町第6次総合計画及び関連する分野別個別計画との整合・連携を図り、さらには「子育て行動計画」で掲げた各施策の方向性についても、これらを踏まえ本計画で位置づけます。

第3節 計画の期間

本計画は、令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）の5年間とします。

ただし、町内の需給の状態が当初の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを行います。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
当別町子ども・子育て支援事業計画 〔第1期〕					当別町子ども・子育て支援事業計画 〔第2期〕					
		中間見直し		第2期計画 策定			中間見直し		第3期計画 策定	

第4節 子ども・子育て支援新制度のねらい

1 認定こども園の普及、待機児童の解消

平成27年度施行の子ども・子育て支援新制度において国では、待機児童解消をめざし、幼稚園・保育園・認定こども園などの教育・保育施設の提供拡大を図るとともに、保護者の選択に基づき、多様な施設や事業者から保育が受けられるよう、さまざまな事業内容が定められています。

また、認定こども園が保護者の就労状況などに関わらず子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に提供する施設であることを踏まえ、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行や新設整備に伴う支援を行い、公私を問わず積極的に認定こども園の普及を図ることをめざしています。

2 教育・保育、子育て支援の質の確保及び向上

すべての子どもの健やかな育ちを実現していくためには、発達段階に応じた保護者の関わり、質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが必要です。そのため本制度では、保護者が子育て力を向上でき、自己肯定感をもち、楽しんで子育てができるよう関係機関が連携し子育て支援を充実するとともに、子どもの育ちを支援する者に対しては、資質・能力を向上できるよう研修及び指導助言等の支援を積極的に行うことをめざしています。

また、幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図るとともに、保育教諭等の処遇改善などの労働環境への配慮、施設・事業者の適切な評価、不断の改善に努め、子どもを中心に据えた教育・保育及び子育て支援の質の向上を図ることも目的としています。

3 地域における子ども・子育て支援の充実

子どもが生活する場は、家庭、地域社会、教育・保育施設などと連続的に営まれており、社会のあらゆる分野の人たちが、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、子どもの育ちと親の育ちの両面から、各々が連携して支えていくことが必要です。

本制度では、すべての子どもや子育て家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるよう、親子同士の居場所づくり、子育て相談や総合的な情報提供などの充実を図ることをめざしています。また、良質な成育環境を保障するため、妊娠・出産期からの切れ目ない支援の視点をもって、子ども・子育て支援の充実を図ることを目的としています。

4 第1期計画策定後の動き

第1期計画策定後は、「子ども・子育て支援法」の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、「子育て安心プラン」（平成29年）が発表され、待機児童の解消、女性の就業率の向上（M字カーブの解消）、保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保、保護者への寄り添う支援の促進といった方向性が打ち出されています。

また、「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」（平成29年）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年）により、令和元年10月から、3～5歳までの全ての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償化されることとなりました。

こうした国の少子化対策の変化に対応しつつ、町の現状に適したさらなる施策を推進・展開していくことが求められています。

